

東洋ゴム工業における免震ゴム性能データ偽装問題

著者	村田 康孝
雑誌名	技術倫理研究 = Journal of engineering ethics
巻	13
ページ	157-165
発行年	2016-11-30
URL	http://id.nii.ac.jp/1476/00005964/

東洋ゴム工業における免震ゴム性能データ偽装問題

Seismic Isolation Rubber Performance Data Falsification Problem in Toyo Tires

村田 康孝

名古屋工業大学大学院工学研究科
社会工学専攻博士前期課程
建築・デザイン分野

Yasutaka MURATA

Nagoya Institute of Technology
Department of Social Engineering
The Filed of Architecture and Design

【Key words】

1. データ偽装 (Data Falsification)
2. 免震 (Seismic Isolation)
3. 技術者倫理 (Ethics for Engineers)
4. 工学倫理 (Engineering Ethics)
5. 社会的責任 (Social Responsibility)

1. はじめに

古来より日本は地震が多く発生する国であり、1923年の関東大震災からでも、現在まで30回以上もの大きな地震が発生している。そのため、我が国では建物を地震の揺れから守る技術が世界的に見ても発達しており、建物が地震を受けても倒壊しない耐震性がなくてはならない。また、機能や役割、資産など、それぞれの建物のもつ社会的重要性と、所有者や居住者、利用者の生命・財産を守る観点からも非常に重要である。しかし、ここ最近30年あまり、建物に対する地

震力を、吸収したり、低減したりする制振・免震という考え方を取り入れた建物が建設されている。本稿では、地震力を抑制する免震装置において、その性能を偽装して問題になった事件について、さまざまな視点から見た倫理的問題と対策について考察する。

2. 概要

東洋ゴム工業(株)は免震ゴムを出荷時する際の2段階で、技術的根拠のないままに性能データを改ざんし、基準よりも性能の低い免震ゴムを販売した。2015年3月13日、国土交通省は同社が製造・販売した建築物の免震機構に用いられるゴム製部品について、不良品の出荷や性能データの偽装があったと発表し、データ偽装が行われていた製品(3種類)について同日付けで大臣認定を取り消した¹。これら製品は日本国内の自治体の庁舎・マンション・病院で使用されており、棟数は55に及ぶ。結果的に会長・社長含む取締役5人が辞任し、当該ゴム製品が導入された建物は全国で154棟に上り²、多くの建物で免震ゴムの交換が余儀なくされた。

3. 免震ゴム

免震ゴムの正式名称は、高減衰ゴム系積層ゴム支承で、建築物の基礎部分に取り付けられ、地震時にエネルギーを吸収して建物の揺れを軽減する。地震が頻繁に発生する日本においては、高層建築物や大型建築物などに使用されることが多い。また、品質確保のために建築基準法では全製品について国土交通大臣の認定を受けることを義務付けており³、その大臣認定に当たっては、日本免震構造協会など、指定性能評価機関による性能評価を受けなければならない⁴。

¹ 国土交通省『東洋ゴム工業(株)が製造した免震材料の大臣認定不適合等について』
<http://www.mlit.go.jp/common/001082560.pdf>

² 国土交通省『東洋ゴム工業(株)製の免震材料に係る当初の55棟以外の不正事案について』
http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000554.html

³ 建築基準法第37条、平成12年建設省告示第1446号

⁴ 建築基準法第68条の26

4. 経過

この発端は2013年1月に課長代理が異動し、免震ゴム性能検査の担当者が交代したことから始まる。その担当者は、前担当者から引き継いだ免震ゴムについて、その性能の技術的根拠が不明な補正を上司に報告するが、取締役には報告されるまで約10ヶ月、当時の社長である信木会長に報告されるまで約1年もかかっている。2014年9月に取締役会議で一回出荷停止が決定するも撤回し、新たな補正案や隠蔽の提案が行われ、結果的に免震ゴムの性能計算に用いられた補正值が適合しないことが発覚しても出荷停止を行わなかった。その後、2015年2月5日に改ざんが疑いを初めて社外取締役、監査役に報告され、最終的に東洋ゴム自身が会見を行うまでに、免震ゴムの性能が確保されていないとわかりつつも販売を半年間も続けていた⁵。

5. 背景

5-1 売り上げ寄与度が極めて低い事業で起こった事件

東洋ゴム工業株式会社は、タイヤ・ゴム業界では国内第4位に位置する。そのうち、売上高の約8割はタイヤ事業が占めており、年商約4000億円のうち免震部材事業は約8億円程度であった⁶。免震部材事業は同社にとって非主力事業であり、主力事業と比べてもかなり規模の小さい事業で、それゆえにリスクを含む管理等が行き届いていなかったと思われる。

5-2 繰り返す性能偽装

同社は過去にも同じような性能偽装問題を起こしており、2007年11月5日に断熱パネルの性能偽装を行っていたことが発覚した。この発端は2007年10月、「ニチアス」という会社の耐火性能の偽装が発覚した事件で、「ニチアスと同様の問題がある」と初めて上司に報告があり、偽装が明らかになった。

⁵ 日経ビジネス ONLINE 『東洋ゴム免震偽装、3つの教訓』 > 「時系列表」

<http://business.nikkeibp.co.jp/atcl/opinion/15/221102/070800019/>

「免震積層ゴムの認定不適合」に関する社外調査チーム『調査報告書』 > 「別紙C」

<http://www.toyo-rubber.co.jp/pdf/news/2015/150622.pdf>

⁶ TOYO TIRES 『事業別セグメントデータ』

<http://www.toyo-rubber.co.jp/ir/financial/segment/>

この性能の偽装は15年にわたり歴代の担当者が把握しており、断熱パネルの性能試験を受ける際にサンプルには燃えにくい物質を混ぜて不正に認定を受けていた。しかし、実際に販売される製品には、その物質は使われておらず、製品は認定基準の1/3程度の性能しかなかった。問題の断熱パネルは1992年から販売されてから学校など176の建物で使われ、不正の隠蔽やチェック体制などの見直しが図られたが、また今回同じような事件を引き起こしてしまった⁷。

6. 原因

6-1 ずさんな品質チェック体制 — 担当者1人への“丸投げ” —

東洋ゴム免震事業部では、10年以上にわたって1人の人物が出荷検査を担当していた。その人物は報告書を記す際に通常の手順にはない調整のためのパラメーターを検査機器から出力された数値に掛け、出荷可能な範囲の性能を有しているように偽装を行っていた。また、出荷検査のダブルチェックを担当する品質保証部は、免震ゴム性能の解析などが難しく、各技術部にチェックを任せきりにしていた。加えて免震部材の製造においては、品質保証に関するチェック体制がそもそも存在せず、このことから少なくとも高減衰積層ゴムの品質チェックは、担当者1人への「丸投げ」であった。

6-2 生かされなかった過去の性能偽装問題

2007年11月5日に発覚した断熱パネルの性能偽装問題の改善措置や再発防止策のひとつとして、ガバナンス強化を目的とする外部監視の目を増やしてきた経緯があり、同社には複数の社外取締役と監査役が存在していた。しかし、今回の偽装問題について社外取締役と監査役が報告を受けたのは、経営陣が最初に偽装の疑いを認識した2014年5月12日から約9カ月が経った2015年2月5日で、それまで個別に相談や報告されることは一度もなかった。2014年12月頃には、監査役が定例のヒアリング調査を実施しているが、このころ既

⁷ 東洋ゴム工業株式会社 社内調査委員会『社内報告書（断熱パネルの準不燃不正認定）』

http://www.toyo-rubber.co.jp/pdf/news/2007/080108_1.pdf

に現場には偽装の疑いがあったにも関わらず、偽装が行われた兵庫事務所の所長は、事前質問票の「諸法令違反あるいはその懸念事項」「業務上の不正事例、不祥事」「コンプライアンス上の気になる事項」のいずれにも「無」と回答しており、社内体質として隠蔽体質があり、監査役の活用が積極的ではなかった。また、同社のコンプライアンス委員会は、この偽装問題に関して開催の検討さえされていなかった。この委員会は談合を念頭に設置されており、定例の報告会にとどまっていた。これらから、複数の社外取締役や監査役は自らチェックを行うことはせず、報告を受けるのみで、社内不正やその疑いに対して、既存のガバナンス制度は形式的なものでいずれも機能していなかった。

7. 各段階における倫理的問題

7-1 製品を開発途中に「大臣認定」を受けるための申請書を作成

他社の製品攻勢に対抗するために、納期を守るために、また営業部から開発者に強いプレッシャーがあったために先に大臣認定を満たす試験結果が得られたものとして申請資料を作成した。作業を早く進めるためであれば、申請書を先に作成しておき、実験が終わってから修正を実施すれば何の問題もない。しかし、実際にはデータを改ざんするだけで、申請できる段階にあると説明していた⁸。

7-2 開発技術部による製品の作り直しを製造部が拒否

開発技術部は、免震ゴムの製品性能が未達成であるとして、再製造を製造部に依頼している。しかし、製造部は期限が守られないことを理由に再製造を断っており、また、適合した数字が出ないことは製造部の責任でないとした。この製造部の考え方には、自社の製品が「公益」を害するかどうかの考えがなく、「このような製品が出たら死傷者が発生する可能性がある」などの考え方がまったく見られない⁹。

7-3 品質保証部が性能説明資料をねつ造（最終報告書で発覚）

品質保証部は、性能説明資料を事前に作成しており、この行為自身

⁸ 日本経済新聞 電子版『東洋ゴムの偽装』

http://www.nikkei.com/article/DGXLASGH07H07_X00C15A7EA1000/

⁹ 中野技術事務所『東洋ゴム性能偽装についての技術者倫理的考察』

<http://media.nakano-pe.jp/071120153348>

は申請書の事前作成と同じで、性能試験の結果に合わせて性能説明資料を修正すれば問題はない。しかし、実際には品質保証部は、実験データの方を性能説明資料に合わせて改ざんを行った。

7-4 性能データの大臣認定不適合が発覚後、計算方法による適合を画策

東洋ゴムの取締役らは、大臣認定のために提出した性能説明資料が改ざんされたものであることが判明してから、実験データの計算方法を検討することにより対応を試みている。しかし、新たな計算方法でも適合を得ることはできず、取締役会は虚偽の申請で取得した大臣認証を用いて販売継続した。

7-5 機能しなかった内部通報制度

取締役間で出荷済の免震ゴムを回収すべきかどうか判断するため、「回収もせず、公表もしない場合のデメリット」が議論されていた。そのデメリットの第一として「公表しないまましていると内部通報されてしまうデメリット」が挙げられており、そこで同社の取締役らは、これを懸念して内部通報を行うおそれのある関係者リストを作成して「事前説明」を行った。この事前説明は通報するおそれのある者に、もし通報した場合は社員等の身分がどうなるのか示唆したと考えられ、内部通報制度は取締役による活用の阻害が行われていた可能性がある¹⁰。

8. 改善策

8-1 各段階におけるチェック態勢・方法を強化する

東洋ゴム工業は出荷検査の担当を10年以上一人に任せており、品質保証部や監査役はデータをチェックしていなかった。性能評価機関である日本免震構造協会も書類上の審査を行うだけで不審点に気づかず、メーカーの製品を試験する装置を持っていないため、提出されたデータをチェックするしかなかった。そのため、複数の担当者での品質チェックや質保証部や監査役による抜き打ちのチェック、これらのチェック方法を規定もしくは義務化するなどの改善が必要である。また、日本免震構造協会もメーカーの試験への立ち会い

¹⁰ BLOGOS『東洋ゴム免震偽装事件－偽装に気付いた社員はなぜ内部通報できなかったのか？』

<http://blogos.com/article/118283/>

や、評価機関が自ら試験を行うなどの策が再発防止に有効であると考えられる¹¹。

8-2 行政認定の申請等及び出荷時の性能検査の結果に係る管理の一元化

行政当局による安全性等の認定の申請等の業務に関しては、その重要性が極めて大きい。したがって、少なくとも国内の行政当局に対する申請については、今回の東洋ゴムのように単一の部署又は1人の担当者に任せるのではなく、申請の内容及び申請のために実施した試験内容に問題がないかどうかを詳細かつ網羅的にチェックする独立の専門部署を設置し、これらを精査させて手続面も含めて一元的に管理し、情報を集約する必要があると思われる¹²。

8-3 リスクの高い非主力業務の抜本的見直し

各事業が有するリスクを横断的かつ詳細に検証し、認識された事業のリスクが会社に与える影響を分析し、その結果そのリスクを管理し整備することができないと思われる場合、複数名の担当者制を採用するための人材の採用必要な知識・経験を有する技術者の招聘、管理職の招聘等を検討する必要があると考えられる。しかし、このようなリスクに備える体制が十分にできないのであれば、たとえ将来的には成長が期待される部門であっても、廃止又は撤退を決断することが求められる¹³。その理由としては、東洋ゴム工業免震事業部のように、非主力事業がゆえにリスク管理が行き届かない恐れがあるからである。

8-4 技術者の倫理意識及び研修、教育の見直し

性能偽装に至るまで、携わった各技術者の規範遵守の著しい欠如が多く見られた。冒頭に述べたように、地震国である我が国においては地震から建物の倒壊等を防ぐ技術が極めて重要視されている。そのような技術や製品は、十分な品質が満たされないと建物の居住者や利用者の生命等の危険に繋がり、企業も社会的賠償責任を負う。それゆえに、品質不良時の社会に与える悪影響を検討し、全社をあげて品質確保に取り組む必要性を徹底的に教育しなければならない。免震材料・技術を取り扱っている技術者はもちろん、全従業員の研修

¹¹ NHK 解説委員室 時論公論 『免震装置問題なぜ見過ごされたのか』
<http://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/100/212572.html>

¹² 免震積層ゴムの認定不適合に関する社外調査チーム『調査報告書』>「再発防止策の提言」

¹³ 免震積層ゴムの認定不適合に関する社外調査チーム『調査報告書』>「再発防止策の提言」

や教育の内容を上記のような職務の責任や社会への影響等からの視点からコンプライアンス遵守と合わせて伝える必要がある。

8-5 内部通報制度の見直しおよび活用の促進

取締役らに活用の阻害が行われた可能性があるとはいえ、上に報告するだけで内部通報制度がうまく活用・機能されなかったことも問題を引き起こした要因のひとつと言える。たとえ、確証のない段階や技術者自身の関与がない場合でも、違反等を見発見、認識した場合は内部通報制度を用いて通報義務が生じるようにすべきであると考えられる。特に、高度が技術が要求される部においても、品質保証部などとの連携を通して、対応していくことが求められる。

8-6 外部の品質・コンプライアンス調査委員会の設置

今回、問題の発覚が遅れた原因のひとつとして、既存のガバナンス制度が機能していなかったことが挙げられる。品質やコンプライアンスのチェックは、会社の社会的信用にも関係しており、チェックを行う機関にもそれ相応の権限や責任をもたせることが重要である。そのため、外部の弁護士・品質保証部員・コンプライアンス調査員を構成員とする品質・コンプライアンス調査委員会を会社内部に設置し、同委員会には品質・コンプライアンス確保のために必要とされる権限を与える。例えば品質が満たせていない疑いやコンプライアンス違反に対して、社長や取締役らの許可を必要とせず、会社すべての事業部門や子会社を対象として、優先的に調査・審議できるものとする。また、調査結果を取締役に報告し、場合によってはトップの辞任も勧告することができたり、改善のための諸施策を指示したりすることとする。

9. おわりに

性能データを偽装した免震ゴムが導入された建物は、地震等の災害に直面する前に明らかとなった。もし問題発覚までの間に大きな地震が発生していたら、尊い人命や財産が失われていたかもしれない。十分あり得たシナリオである。また、多くの技術者に問題を食い止める機会があった。それをできなかった技術者はもちろん、会社の経営者や制度にも問題が多く見られた。もっとも、組織や制度をいくら変えても、会社の従業員一人一人の意識が伴わなければ意味はない。いずれにしても、つくるものだけではなく、その先にあるものも技術者は見なければならぬ。

[参考文献] (脚注で言及したものを除く)

・「免震積層ゴムの認定不適合」に関する社外調査チーム『調査報告書』

・一般社団法人 日本免震構造協会『免震について』

<http://www.jssi.or.jp/>

・東洋ゴム工業株式会社

<http://www.toyo-rubber.co.jp/>

・東洋ゴム工業株式会社『当社および当社子会社製 建築用免震ゴム問題における原因
究明・再発防止策・経営責任の明確化について』

<http://www.toyo-rubber.co.jp/uploads/2015/06/150623.pdf>

・日本経済新聞 電子版『東洋ゴムに激震 免震ゴム偽装問題』

<http://www.nikkei.com/article/DGXZZO88412840T20C15A6000000/>

※リンクの最終確認は 2016 年 8 月 20 日

